

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第1チーム	担当課名	地域コミュニティ課
事業番号	1-18	事務事業名	公民館学級講座開設事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: right; font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 現在、公民館講座では材料費及び資料代、パソコン使用料のみ徴収しているが、公民館講座は、生涯学習の振興や地域住民の人材育成を目的に講座を開設しているため、現行以上の受益者負担は適切でないとする。 ただし、パソコン使用料については、リース期間が平成23年度までのため、更新時に使用料算出の見直しを行い、適正化を図ることとする。(①) 見直し年度：平成24年度</p> <p>(2) まちづくりの人材育成や学習成果の活用の目的に合わせてニーズ調査を行い、効果的な講座開設に取り組む。(②) 見直し年度：平成23年度</p> <p>(3) 各公民館の講座開設に当たり、各地区の代表者等からなる講座選定委員会を開催し、地域のニーズを取り入れた講座を開設している。また、新年度の講座をヒアリングし、地域のニーズに合った講座が開設されているか確認・指導を行っている。(③)</p> <p>(4) 社会教育法第22条において、「公民館」は「定期講座を開設すること」と規定されているため、市の主催で講座を開設しているが、外部委託について、講座開設を委託することのできる団体が市内にあるか、また、他の中核市などが講座を外部委託しているかなどの状況を踏まえて、今後研究したい。(④)</p>